

別表1-1 (ワンストップ相談窓口) 【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業 (松茂町)

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、本町には創業に特化した相談窓口は設置していないが、松茂町商工会に対し、本町住民から創業に関して年間平均延べ15名程度の相談がある。 ・本町と、創業支援等事業者が連携して、相談受け入れ体制とPR(窓口の設置や創業後のフォローアップ体制等)を強化することで創業相談件数の増加を図る。これにより(公財)とくしま産業振興機構及び松茂町商工会における延べ相談実績件数の約2倍の、年間延べ30人程度の相談受付を目標とする。 ・相談者に対しては、創業支援等事業者と密接に連携・協力しつつ、適切な支援制度の案内や活用を促し、3人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間延べ30人、創業者数 年間3人 ・本事業計画に基づき、計画全体で年間創業支援数延べ81人、創業者創出目標延べ15人(実数では5人)とする。 ・なお、各計画事業の創業者数は、 <ul style="list-style-type: none"> 別表1-1 ワンストップ相談窓口 3人 別表1-2 創業セミナー 4人 別表2-1 徳島県 女性起業塾 1人 別表2-2 (公財)とくしま産業振興機構 起業力養成講座 1人 別表2-3 いつでも創業相談窓口 4人 別表2-4 (公財)とくしま産業振興機構 創業相談窓口・個別指導 1人 別表2-5 (公財)とくしま産業振興機構 創業セミナー 1人 <p>※ただし上記事業は相互に関連し合うものもあるため、一人の創業者が複数の支援事業を活用することが想定される。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1)創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場内に創業支援の「ワンストップ相談窓口」を設け、創業支援等事業者と連携し、様々な創業時の相談・課題等を解決する。「ワンストップ相談窓口」には、本町産業環境課の創業担当職員1名を配置し、相談対応を行うとともに、創業支援等事業者の各相談窓口と連携し、情報交換を密に図る。 ・町は、ホームページ等により、創業に関する支援施策等の情報発信を積極的に行う。 ・「ワンストップ相談窓口」では、本計画を一貫して円滑に実施するため、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認し、事業の手法や構成の見直し、改善を行い、必要に応じて、新たな創業支援等事業者を加えるなど本計画の拡充を図る。 <p>1. 地域での創業を巡る現在の状況</p> <p>松茂町では、商業については、県下の平均的な水準であり、工業については、工業団地の造成に伴い製造業を中心に発展してきた。近年東日本大震災により津波浸水区域の変更、厳しい経済状況等により事業所数が減少しており、人口の減少が予想されるため、商工業を巡る環境は厳しい状況にある。こういったことを背景に、町では創業件数も他の市町村と比較して少数にとどまっているものと考えられる。</p> <p>2. 地域での創業を阻害していると思われる要因</p>

本町での創業を阻害している要因としては、創業に関係すると想定される各機関と密に連携ができておらず、創業者支援のための体制が構築できていないことが考えられる。

3. 2の要因を解決するために必要と考えられる事項(創業支援等事業を必要とする事項)

松茂町は、空の玄関の徳島阿波おどり空港、陸の玄関の徳島とくとくターミナル、松茂スマートインターチェンジ開通により、交通網が発達しており、必ずしも創業に適さない地域であるとは考えられない。そのため、創業支援のための体制をつくることで、創業の活性化が図られると考えられる。よって、まず町が「ワンストップ相談窓口」として創業支援等事業者を結ぶ連携窓口となり、これらとも連携をしたうえで、創業相談から創業までスムーズな支援をはかる。また、創業希望者が創業や経営のノウハウを習得するための支援をはかる。

【創業に必要な要素と各連携機関が担う役割】

1. 地域資源の活用の仕方(地域に眠る宝への気づき)

本町は、なると金時「松茂美人」、幸水梨・豊水梨「阿波おど梨」等の農産物に恵まれている。また徳島阿波おどり空港、とくとくターミナル、松茂スマートインターチェンジ等観光交流拠点でもあることから、今後これらの地場産品等の地域資源を活用して創業するケースも想定される。創業支援等事業者と連携し資源提供者とのマッチングや、販路開拓についてのアドバイス等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

町と松茂町商工会は、連携して市場のニーズを把握し、創業相談者に対して情報提供を行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

町と松茂町商工会は、連携して顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また徳島県及び(公財)とくしま産業振興機構とも連携をし、特定創業支援等事業にて、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。

4. 売れる商品・サービスの作り方

町、松茂町商工会及び(公財)とくしま産業振興機構等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、商品・サービスづくりのためのアドバイスを行う。また、商品作り全般にわたり、連携する各機関の支援・協力を仰いで実施をする。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

町、松茂町商工会及び(公財)とくしま産業振興機構等は連携して、専門家派遣等の制度を活用し、販売先、ターゲット、販売方法、価格についてのアドバイスを行い、町が各機関と連携をして販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達

町と松茂町商工会は、連携して、書類作成補助、補助金等の作成支援等など、資金調達へのアドバイスを行う。また町内金融機関(阿波銀行松茂支店、徳島大正銀行空港支店、四国銀行松茂支店)徳島県信用保証協会等も、資金調達について必要に応じて相談・アドバイスを行う。

7. 事業計画書の作成

町と松茂町商工会は、連携して事業計画の策定、計画書の作成について専門家と共にアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

町と松茂町商工会は、連携して創業手続き・許認可についてのアドバイス、各機関への連絡を行う。また税務及び労務管理等の高度な知識を必要とする場合は、(公財)とくしま産業振興機構等と連携し、アドバイスを行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

町と松茂町商工会等は、連携して創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

【各事業の共通事項について】

＜事業の周知＞

・町及び創業支援等事業者は、本計画における支援事業の開催案内等について、お互いが協力しあい、広報紙やホームページへの掲載等を行い、広く町民や創業希望者に周知を図る。

＜支援の対象＞

・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者には、支援を行わないものとする。
・なお、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないこととする。

＜特定創業支援等事業証明書発行手順＞

- ・別表1－2参照
- ・別表2－1参照
- ・別表2－2参照
- ・別表2－4参照
- ・別表2－5参照

＜設定した目標に対する事業の進捗状況の確認＞

・町及び創業支援等事業者は、本計画に記載する各種支援事業で支援した相談窓口への来訪者などの数を管理して名簿や集計表の作成等により把握するとともに、複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
・提供された個人情報は適切に保護・管理を行い、その後、アンケートやヒアリング調査により、創業の状況を把握し、創業実現までハンズオンで支援できるようにする。
・この名簿や確認状況の集計は、町が個人情報に配慮した上で適切に管理・保存する。

＜創業後の継続支援＞

・創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、町及び創業支援等事業者は、認定支援機関、よろず支援拠点や中小基盤整備機構の専門家に繋ぐなど、創業を行った者に対する実効性の高い継続支援を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・松茂町役場産業環境課に担当者1名(兼務)を配置し、平日8時30分～17時15分まで相談対応を行う。
・中小企業庁の「ミラサポ」等を活用し、国、県、町の支援施策の情報提供を行うとともに、町が創業支援等事業者の支援策をとりまとめ、町のホームページや広報誌への掲載、創業支援等事業者の窓口での周知などにより町民に広くPRする。
・相談があった際は、その状況を聞き取り、町役場各課や創業支援等事業者等と協力して、各種情報提供やアドバイス、創業支援等事業者等による支援の活用(特定創業支援等事業の活用等)を促す。ただし、創業支援等事業者と連携をとる場合は、創業希望者本人に確認をとり、個人情報の守秘義務に配慮しながら情報の共有を図るものとする。
・本計画を一貫して円滑に実施するため、毎年度適宜、各創業支援等事業の進捗や達成状況、課題を確認する。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表 1-2 (創業セミナー)

【新規・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 松茂町 (2) 住所 徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地 (3) 代表者の氏名 松茂町長 富士 雅章 (4) 連絡先 チャレンジ課 電話088-699-8711 FAX088-699-6010
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・松茂町は、松茂町在住者に対し、マツシゲートを会場に定員 20 人で講義を行う「創業セミナー」を松茂町商工会に委託して開催する。 ・「創業セミナー」で講義を担当する関係団体や中小企業診断士を中心とする専門家と連携して実施し、受講者 20 名から 4 人の創業実現を目標とする。 ・商工会では、これまで創業に関する相談を通年窓口で行っており、相談者は、年間延べ 15 名程度であり、創業に関する相談や HP やチラシ広報による周知活動の実施により受講者の掘り起こしに努め、松茂町での創業への機運の醸成を図る。 ・支援対象者数 年間 20 人 (松茂町目標)、創業者数 年間 4 人 (松茂町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<創業セミナー>【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、主に松茂町内にて創業を目指す方を対象にした「創業セミナー」を開講し、経営に関する基本的なノウハウの蓄積や経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業セミナー」は年1クール開催し、夜間等、就業者でも参加しやすい時間帯を設定する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の士業、金融関係団体の創業担当者等を招聘する。 ・「創業セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、【経営・財務・人材育成・販路開拓】に関する必要な知識を習得でき、かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するように構成する。 ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、全コースを受講し、4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 <p>※講座内容と分類(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①キックオフセミナー (創業の心得、創業体験談) 【経営】 ②マーケティング戦略・ITツール活用 ☆販路開拓 (マーケティング戦略) 【販路開拓】 ③資金調達について ☆資金調達 【経営・財務】 ④会計、労務について ☆税務及び労務 【財務・人材育成】 ⑤事業計画策定について ☆ビジネスプラン作成 【経営】 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業セミナー開催に関する情報を徳島新聞の折込チラシにより町民へ周知するとともに町役場と連携し、広報誌・ホームページ・チラシ等での広報等により、広く町民や創業希望者に周知を図る。 また町役場と連携し、創業希望者に関する情報共有を行い、その方にも創業セミナー受講の希望の有無を確認する。 ・セミナー受講者名簿の作成等により、創業支援等者数を管理・把握し、創業までのスケ

ジュール管理や創業後または開業している事業者に対しては設定した創業事業計画に対する進捗状況の確認を行う。

- ・創業前、創業後に関する経営の課題については、当商工会窓口によりヒアリングを実施し状況を把握する。問題解決には町役場・中小企業診断士・税理士をはじめとする専門家と連携し、フォローアップを適時行っていく。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし、【経営・財務・人材育成・販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・支援開始時に、「創業計画書」（カルテ）を作成し、対象者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、【経営・財務・人材育成・販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、町役場が本人からの発行依頼に基づき、受講証明書等で、特定創業支援等事業証明書の交付対象であることを確認して行う。
- ・証明書の発行後は、町役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

令和6年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第13回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-1 (徳島県 女性起業塾) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1)氏名又は名称 徳島県 (2)住所 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 (3)代表者の氏名 徳島県知事 後藤田 正純 (4)連絡先 徳島県商工労働観光部企業支援課 商業振興・経営支援担当 多富 陽菜 電話088-621-2369 FAX088-621-2853
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県は、県内全市町村在住者を対象とする「女性起業塾」を開催する。各市町村及び関係する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図る。 ・よって、本計画(松茂町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、2人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間2人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容<女性起業塾>【拡充・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、主に女性(男性の受講も可)を対象にした「女性起業塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「女性起業塾」は、土日など就業者でも参加しやすい日程を設定する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・令和4年度は、以下全6回(1回2時間、最終プレゼンテーションのみ4時間)の講座を、約3ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「女性起業塾」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可)。 ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 <p>※令和4年度 講座内容(初級編)と分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①キックオフセミナー【経営・人材育成・販路開拓】 ②売りpoint発見！マーケティングブランディング【経営・販路開拓】 ③起業に必要な経理 確定申告について【経営・財務】 ④事業計画書を作ろう！【経営・販路開拓・財務】 ⑤伝わる！伝わる！プレゼンテクニック【人材育成・販路開拓】 ⑥最終プレゼンテーション&交流会 (2)創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。 ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。

- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

< 特定創業支援等事業証明書発行手順 >

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表2-2 (公益財団法人とくしま産業振興機構 起業力養成講座)

【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1)氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構 (2)住所 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 (3)代表者の氏名 理事長 坂東 安彦 (4)連絡先 経営支援部 副部長 安藤、主任 高谷 勝普 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ600人(定員40人×15回)を対象とする「起業力養成講座」を開催する。 ・本事業は平成18年度から実施しており、令和4年度は31人が受講している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、受講者の約1割(3人)の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としており、徳島大学での現地開催のほか、動画配信によるオンライン聴講を併用して開催している。 令和4年度の参加者のうち、県東部在住者が多くを占め、県南部在住者が約1.5割、県西部在住者が約1割となっている。 ・よって、本計画(松茂町)における本事業による支援対象は、市在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、3人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間3人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容<起業力養成講座>【拡充・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、徳島大学と連携した「起業力養成講座」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「起業力養成講座」は年1回開催し、1ヶ月以上の継続的な期間で実施する。 ・講師として、大学の教授はじめ、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・令和4年度は、以下全15回(1回1.5時間)の講座を、約5ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「起業力養成講座」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可。) ・特定創業支援等事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の4割超(令和4年度の場合、7講座以上)の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ※令和4年度 講座内容と分類 ①基調講演【経営・販路開拓】 ②ビジネスプラン実習について【経営・人材育成】 ③独立型ベンチャー成功のための理論【経営・人材育成】 ④企業会計の基礎知識【経営・財務】 ⑤資本調達【経営・財務】 ⑥経営戦略とマーケティング【経営・販路開拓】

- ⑦徳島大学発ベンチャー起業例①【経営・販路開拓】
- ⑧徳島大学発ベンチャー起業例②【経営・販路開拓】
- ⑨ビジネスプラン作成のポイント【経営・人材育成】
- ⑩ビジネスプラン作成のための手法紹介・実践【経営・財務】
- ⑪ビジネスプラン作成実習【経営・販路開拓】
- ⑫ビジネスプラン作成のブラッシュアップ【経営】
- ⑬徳島大学発ベンチャー起業例③【経営・販路開拓】
- ⑭製品開発と知的所有権【経営・販路開拓】
- ⑮ビジネスプラン発表会【経営】

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

< 特定創業支援等事業証明書発行手順 >

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表2-3 (いつでも創業相談窓口) 【拡充】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1)氏名又は名称 松茂町商工会 (2)住所 徳島県板野郡松茂町広島字東裏32番地5 (3)代表者の氏名 会長 小林 通伸 (4)連絡先 電話088-699-3574 FAX088-699-7276 担当者:道上 幸将
創業支援等事業の目標
商工会が受け付ける創業相談者は、毎年延べ15名程度であり、年平均3名が創業しており、潜在的なニーズは高いと判断される。町と緊密に連携して広報の多様化、相談対応を行うことで、年間延べ20人程度の相談受付に応じ、うち4人の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間20人、創業者数 年間4人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・「いつでも創業支援相談窓口」では、業種・業態選びからビジネスプラン・事業計画書の作成、資金調達、会社設立のための手続きなどのさまざまな相談に対する一次対応を経営指導員が行い支援する。 ・より専門的な相談については、「公益財団法人とくしま産業振興機構」、「(一社)徳島県発明協会」、「ジェトロ徳島」とも連携しながら専門家の派遣や、各種士業の専門家を紹介する。 (2)創業支援等事業の実施方法 ・「いつでも創業相談窓口」において、平日8時30分～17時15分の間、経営指導員による一次対応を行う。 ・町役場と連携し、広報誌・ホームページ等での広報により、広く町民や創業希望者に周知を図る。 ・来訪者名簿や集計表の作成などにより、創業支援者を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。 ・複数回相談に来た者や創業希望者等に対しては、予め、創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。 ・提供された個人情報をもとに、町役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
計画期間
令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表 2-4 (創業相談窓口・個別指導) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名	理事長 坂東 安彦
(4) 連絡先	経営支援部 副部長 安藤、主任 高谷 勝普 電話088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標	
<p>・とくしま産業振興機構は、これまで創業に関する相談を通年で行っており、創業相談者は、年間延べ760名程度であり、平均40名が創業している。各種講座の受講により研鑽に努める創業希望者もいるものの、時間・場所の制約を受ける者は指導を受ける機会を得られない。潜在的なニーズを掘り起こし、相談に対しの確な個別指導を実施することで、さらに10名程度の相談に應對し、うち3名の創業を目指す。</p> <p>・本町においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動を行い、年間3名の相談に對し、うち1名の創業を目指す。</p> <p>・支援対象者数 年間3名(松茂町目標)、創業者数 年間1名(松茂町目標)</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><創業相談窓口></p> <p>・「創業相談窓口」では、創業を希望する者が抱える創業に必要な手続き、資金調達、税務、経理、労務等の様々な悩みに対して、内容に応じたアドバイスを創業コーディネーターが行う。</p> <p><個別指導> 【拡充・特定創業支援等事業】</p> <p>・「個別指導」は、「創業相談窓口」を通じて、特に専門的指導が必要と判断した場合に、創業コーディネーターによる個別指導を行う。</p> <p>・創業コーディネーターは、「個別指導」の対象者毎に支援開始から創業に至るまでの創業計画書を作成する。</p> <p>・創業計画書は、支援項目を【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1ヵ月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業相談支援事業を「特定創業支援等事業」とする。</p> <p>・ただし、対象者が別表2-5「創業支援セミナー」に参加し、そのセミナー内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、「特定創業支援等事業」の要件の一部を満たしているものとする。その際は、創業計画書(カルテ)の該当欄に、その概要(受講年月日、講座内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。</p> <p>・創業コーディネーターが指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。</p> <p>・個別指導をする際は、支援内容を特定創業支援項目(経営・財務・人材育成・販路開拓)の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。</p> <p>・個別指導については、相談者の抱える課題に對し、ある程度解決の目処が立つまで、伴走型支援を実施する。</p> <p>○特定創業支援 相談内容別支援項目</p> <p>相談内容 支援内容確認項目</p> <p>経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営理念(ビジョン、事業マインド等)が明確である。 ・経営戦略(理念をもとにどのように目標・目的を達成するのか)が明確である。 	

<p>財務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(ビジネスプラン)が明確である。 ・マネジメント能力を持っている。 ・記帳能力がある。 ・収支(損益)計画が明確である。 ・資金繰りが理解できる。 ・資金計画(資金調達手段、返済計画)が明確である。
<p>人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自社にどのような人材が必要か把握している。 ・法定福利制度を理解している。 ・従業員の採用方法を知っている。
<p>販路開拓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査ができています。 ・広告宣伝(効果的なPR方法)、販促ツール(ウェブ、チラシ、カタログ、パンフレット、ポスター等)の準備ができています。 ・店舗計画が明確である。 ・事業所の立地環境について検討済みである。
<p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導については、特に専門的指導が必要と判断した場合に、原則平日午前9時00分～午後5時45分の間に、創業コーディネーターによる指導を実施する。 ・事業計画の策定後に、計画のより円滑な実行を支援するため、国、県、市町村等の補助金をはじめとする支援策を周知するとともに、設備及び運転資金などの資金需要については各種融資制度の案内を行う。 ・幅広く創業希望者等に創業相談支援などの施策の周知を図る。 ・創業支援者の名簿整理や相談支援数、目標設定などを管理し、設定した目標に対する実績や達成度についての進捗状況の把握、状況確認を行う。 ・創業支援を受けた事業者に対しては、経営の実態や課題、課題の克服など、今後、創業を希望する者への情報提供に利用するため、実態調査等に利用することを伝え、了承を得た上で個人情報の提供を受ける。 ・提供された個人情報をもとに、実態に関するヒアリングを行うとともに、創業時設定した目標に対する数値化など進捗状況を把握し、目標の実現に向けたフォローアップを適時行っていく。 	
<p><特定創業支援等事業証明書発行手順></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。 ・支援開始時に、「創業計画書」(カルテ)を作成し、対象者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。 ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。 ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、受講証明書等で、特定創業支援等事業証明書の交付対象であることを確認して行う。 ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。 	
<p>計画期間</p>	
<p>令和5年12月25日～令和11年3月31日</p>	

別表 2-5 (公益財団法人とくしま産業振興機構 創業セミナー)

【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 公益財団法人とくしま産業振興機構 (2) 住所 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 (3) 代表者の氏名 理事長 熊谷 幸三 (4) 連絡先 経営支援部 副部長 安藤、主任 高谷 勝普 電話 088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、定員20人として4回の講義を集中的に行う「創業セミナー」を県南部・県西部にて開催する。 ・当機構ではこれまで平成18年度より「起業力養成講座」を徳島大学と共同で実施している。ただし本講座は、徳島市内で開催していることから、県南部・県西部地区において対面で創業知識を得られる機会が不足している。 ・そこで、「創業セミナー」を県南部・県西部の市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携して実施し、受講者40名(県南部20名、県西部20名)から12人の創業実現を目指す。また、その他地域や日程・地理的に参加が難しい方に向け、セミナー動画視聴によるオンライン講座も実施する。 ・本町においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動の実施により受講者の掘り起こしに努め、第二創業への機運の醸成を図り、年間3人の受講と、うち1人の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間3人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業セミナー> 【拡充・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅した「創業セミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業セミナー」は南部地区及び西部地区において開催し、内容は後日オンラインでも受講できるよう動画配信する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等により実施する。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけることができる内容とし、全4回(1回2時間)以上の講座を、1ヶ月以上継続して実施する。 セミナーの内容等は、毎年度見直すこととする。 ・「創業セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援等事業」の要件とする講座は、「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、先述の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに事前に指定する(複数指定することも可とする)。 ・ただし、対象者が4つの知識のうち、事情等により一つでも受講できなかった場合は、別表2-4「個別指導事業」において、その指導内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、「特定創業支援等事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、「創業計画書」(カルテ)の該当欄に、その概要(指導年月日、指導内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。 ・講座と分類等の予定については、次のとおり。なお講座の構成等は、毎年度見直すこととする。 日時：1～3月 場所：県南部地区、県西部地区

内容：

- 1日目 商品コンセプト、マーケティングの手法【販路開拓】
- 2日目 創業の動機と心構え【人材育成】
- 3日目 創業事業計画作成のポイント【経営】
- 4日目 いまのビジネス環境及び参加者プレゼン【財務】

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援等事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援等事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援等事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援等事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援等事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援等事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援等事業終了後、特定創業支援等事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、受講証明書等で確認して行う。
- ・市町村は、受講証明書や免許証等を確認し、特定創業支援等事業証明書の交付対象者であり、次の①～③のすべての資格を満たしていると確認できた場合に、特定創業支援等事業を受けた者として特定創業支援等事業証明書を発行する。
 - ① 4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講（4回以上）していること。
 - ② 4回以上かつ1ヶ月以上にわたる継続的な受講をしていること。
 - ③ 4つの知識を身につけたと認められること。
- ・証明書の発行後市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表3 (児童向けビジネスプラン作成講座・子ども起業塾)

市町村以外の者が実施する創業支援等事業(法第2条第21項第2号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1)氏名又は名称 松茂町商工会 (2)住所 徳島県板野郡松茂町広島字東裏32番地の5 (3)代表者の氏名 会長 小林通伸 (4)連絡先 電話088-699-3574 FAX088-699-7276 担当:道上幸将
創業支援等事業の目標
現状で、商工会への創業相談は年間15件、実際創業者は3件程度である。今後、創業者数の増加を目指すためには、現時点では創業に無関心な層へのアプローチが必要である。特に若年層から起業を身近に感じてもらうことが重要だと考える。そこで管内の小学生を対象とした機運醸成事業を行なう。 ・支援対象者 20人 開催回数 1回
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1)創業支援等事業の内容 「児童向けビジネスプラン作成講座・子ども起業塾」 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生(4年～6年)を対象に、会社経営を疑似体験してもらう。 ・スタッフ(講師含む)に実際の経営者、クリエイター、中小企業診断士、金融機関担当者等を招聘し、彼らをアドバイザーとして、参加した子ども達に商品の企画から資金調達、製造、販売まで、会社経営全てを行なってもらう。 ・年1回(夏休みの1日)開催を予定。この事業で想像力や提案力を磨くきっかけにするとともに、ビジネスの仕組みを体感することで、起業を身近に感じてもらう。 <p>※想定する講座の流れ(内容については毎年度見直しを行なう)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①オリエンテーション 会社作りの流れ、講座の内容の説明 ②会社設立 参加児童をいくつかのグループに分け、そのグループ内で会社を設立し、社長以下役職を決定する。 ③事業計画の立案 各グループで実際に製作、販売する商品を、お客様(他グループの児童、アドバイザー等)の声を聞き、当日用意された材料の種類を確認し決定するとともに、販売に結びつけるまでの事業計画を立案する。 ④事業資金調達 立案した事業計画をもとに、金融機関から資金を調達する。金融機関の融資担当者に事業内容を説明し、擬似通貨による資金の借入れを行なう。 ⑤材料仕入・商品製作 得られた資金をもとに、用意された中から商品製作に必要な材料を購入し、商品を製作する。 ⑥広告宣伝 商品の特徴を捉えたキャッチコピーの考察と売れるPRポスターを製作し、商品の

魅力をプレゼンテーションする。

⑦販売

時間内で他のグループに商品の販売を行なう。

⑧決算

本日の損益計算を行い、結果を考察したものをまとめ、再度グループごとに発表を行なう。

(2)創業支援等事業の実施方法

- ・町教育委員会、管内3小学校と連携し、事業案内等を送付することにより、対象児童、保護者に周知する。また町役場と連携し、広報誌、ホームページなどでも周知を図る。
- ・受講者名簿の作成等により、支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者の承諾を事前に得た上で、発表された成果をまとめたものを、事業に参画している経営者が主催するイベントの1ブースを使い、展示することで、一般の方に事業の周知を行なう。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人を対象に実施し、どの程度の創業に関する普及啓発を行おうとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法及び効果的な創業支援等事業の実施に向けた効果検証の方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。